住所　岡山市中区兼基90番地１
　朴倩南　平成２年６月23日生
住所　名古屋市緑区鳴海町字姥子山175番地１
　卞弘美　昭和60年７月24日生
住所　大阪府大東市御領３丁目１番16号
　楊宇　昭和55年８月28日生
住所　東京都江戸川区本一色２丁目23番11号
　李鐘善　平成３年12月10日生
住所　名古屋市中川区小本本町１丁目53番地３
　陳麗萍　昭和48年10月３日生
住所　京都府向日市上植野町南小路82番地２
　張鳴　昭和56年８月10日生
住所　神奈川県平塚市浅間町11番２―702号
　尹光哲　昭和50年11月10日生
住所　静岡市清水区草薙北３番５号
　蔡翔　昭和56年８月２日生
住所　岩手県花巻市東和町鷹巣堂２区388番地
　アルバラド・ステファニー・ナオミ　平成３年７月12日生
住所　さいたま市南区南浦和３丁目50番５棟203号
　鄭現**花**　昭和51年２月12日生
住所　東京都世田谷区桜丘４丁目12番２―302号
　李紅燕　昭和37年８月22日生
住所　佐賀県武雄市武雄町大字富岡7751番地32
　林定泰　昭和48年２月26日生
住所　宮崎市清武町加納乙274番地20
　金庚德　昭和45年２月６日生
住所　山形県北村山郡大石田町大字大石田丙381番地２
　文成洙　昭和57年８月１日生
住所　千葉県市川市原木１丁目９番８号
　フレデリック・イサム・ピンゾン・カミソノ
　平成２年１月１日生
住所　名古屋市守山区大森５丁目1314番地
　ホジェリ・ダ・パズ・ナベヤマ　昭和62年２月27日生
住所　名古屋市天白区植田西１丁目408番地
　田眞利子　昭和58年１月22日生
住所　長崎県諫早市仲沖町17番２号
　カルミナ・マナロ・ヨシムラ　昭和43年４月25日生
住所　東京都世田谷区弦巻２丁目18番22―313号
　イシカワ・ルイロ　大正14年２月２日生
住所　大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇75番地４
　楊碧英　昭和52年６月９日生
住所　鹿児島県指宿市十町1315番地１
　クリスティ・エンブレオ・トミヤマ　昭和52年12月17日生
住所　沖縄県宜野湾市長田１丁目19番10―303号
　スシ・マリサ・オオシロ・ウラサキ・デ・タマナハ　昭和38年８月28日生
住所　東京都新宿区北新宿４丁目８番２―801号
　李明蘭　昭和55年３月９日生
住所　東京都八王子市四谷町1917番地12
　楊潔　昭和39年10月４日生
住所　さいたま市大宮区三橋２丁目79番地
　韓智明　平成22年９月25日生
住所　静岡県島田市細島1735番地１
　金冬梅　昭和55年２月14日生
住所　富山市有沢811番地
　朴麗玉　昭和49年５月７日生
住所　千葉市緑区平川町1227番地
　シャニア・シアオ・ヒグラシ　平成９年７月19日生
　リー・アン・シアオ・ヒグラシ　平成12年６月26日生
住所　千葉市稲毛区轟町３丁目１番２―311号
　呂芸　昭和53年10月22日生
住所　千葉県木更津市清川１丁目10番５号
　金常炫　昭和45年１月１日生
住所　千葉県佐倉市上志津1825番地29
　鄭楊　昭和50年12月26日生
住所　山形県西村山郡朝日町大字四ノ沢39番地
　李智延　平成20年９月18日生
住所　千葉市中央区椿森２丁目２番５号
　韓仙一　昭和55年４月28日生
住所　東京都港区麻布十番２丁目４番５号
　ガモンロット・タンマセート　昭和57年４月12日生
住所　福岡県久留米市大手町５番地33
　李偉　昭和41年９月30日生
住所　静岡県富士宮市万野原新田3156番地
　オヘダヒメネス・ファンカルロス　昭和53年11月12日生
住所　沖縄県南城市大里字稲嶺2127番地146
　卓華偉　昭和54年12月23日生
住所　群馬県太田市東長岡町275番地25
　マルセロ・キヨシ・タシロ　平成３年９月28日生
住所　名古屋市港区油屋町１丁目29番地10
　馮暁美　平成２年11月29日生
住所　名古屋市北区大杉３丁目15番16号
　劉爽　昭和52年３月12日生
住所　愛知県江南市布袋町西１番地８
　孫琴美　昭和59年２月21日生
住所　愛知県豊明市新田町吉池２番地１
　南秀明　昭和22年12月５日生
　徐正順　昭和26年１月27日生
　南枝里　昭和55年10月１日生
住所　川崎市中原区今井南町490番地５
　南忠佑　昭和52年５月５日生
住所　名古屋市天白区原２丁目201番地
　南**勝**元　昭和51年１月１日生

○外務省告示第二百九号

平成二十四年四月十八日に東京で、原子力発電所における事故へのその後の対応を推進するための協力に関する日本国政府とウクライナ政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、平成二十四年五月三十日に効力を生じた。
平成二十四年六月十二日
外務大臣　玄葉光一郎

原子力発電所における事故へのその後の対応を推進するための協力に関する日本国政府とウクライナ政府との間の協定

日本国政府及びウクライナ政府（以下「両締約国政府」という。）は、
両国がそれぞれの国に甚大な影響を与えた原子力発電所における事故を経験したこと、特にチェルノブイリ原子力発電所において多くを学び得ることとなったウクライナが得た知見から日本国が多くを学び得ることを想起し、
関する情報（低線量被ばくによる影響を含む人間及び環境に対する影響等）を収集し、及び分析する必要性を意識し、
事故の後にとった措置（生活環境の復旧及び住民の保護のための措置並びに放射性廃棄物の取扱いに関する情報の共有の対応のための計画を含む。）に関する情報の共有の重要性に留意し、
両締約国政府の国の間の協力が両国及び国際社会における人間の安全保障の促進に貢献し得ることと並びに両締約国政府の国の間の協力の成果を国際社会と共有することが国際社会全体にも利益をもたらし得ることを認識して、
次のとおり協定した。

第一条
両締約国政府は、それぞれの国において効力を有する法令及び予算の範囲内で、かつ、関係する国際約束に基づくそれぞれの権利及び義務に従い、原子力発電所における事故への対応の後の協力を促進するための次の分野における協力を推進するための努力をする。
(a) 原子力発電所における事故の人間及び環境に対する影響
(b) (a)に関してとった措置及びその評価
(c) 両締約国政府が合意するその他の分野

第二条
前条に規定する協力は、次の方法により行う。
(a) 情報の交換
(b) 研究者、技術者その他の専門家の交流
(c) 共同セミナーのような行事の開催
(d) 両締約国政府が合意するその他の方法

第三条
両締約国政府は、第一条に規定する協力の効果的な実施のため、合同委員会を設置する。合同委員会は、原則として毎年一回、日本国又はウクライナにおいて会合する。

第四条
この協定は、日本国又はウクライナを締約国とする他の現行の二国間又は多数国間の国際約束に基づくそれぞれの国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第五条
１　この協定は、日本国政府がウクライナ政府からこの協定の効力発生のために必要な国内手続を完了した旨の書面によるそれぞれの通告を受領した日に効力を生ずる。
２　効力を生じた後、いずれか一方の締約国政府が他方の締約国政府に対しこの協定を終了させる意思を書面により通告した日から六箇月を経過する日にこの協定は、効力を有する。
３　この協定は、両締約国政府間の書面による合意により改正することができる。
二千十二年四月十八日に東京で、ひとしく正文である日本語、ウクライナ語及び英語により本書二通を作成した。この協定の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
玄葉光一郎

ウクライナ政府のために
ヴィクトル・バローハ